

改正案

現行

<p>（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）</p> <p>第一条の三の三 法第二条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律）平成十七年法律第四十号（第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。</p> <p>一 当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。）</p> <p>二 当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 当該組合の事業に常時従事する組合員</p> <p>ロ 当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を發揮して当該組合の事業に従事する組合員（イに掲げるものを除</p>	<p>（新設）</p>
---	-------------

く。

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利(同号に掲げる権利については、外国の法令に基づき契約であつて、有限責任事業組合に類するものに基づく権利を除く。)

五 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利(元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)に係るオプションを表示するもの

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める有価証券(次条及び第四条において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利

五 (略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一～九 (略)

十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号に掲げる権利(元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)に係るオプションを表示するもの

十一ノ十二（略）

十三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利（元本）発生時に確定するものに限る。（ ）の償還を受けることができるものを除く。（ ）

十一ノ十二（略）

十三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利（元本）発生時に確定するものに限る。（ ）の償還を受けることができるものを除く。（ ）